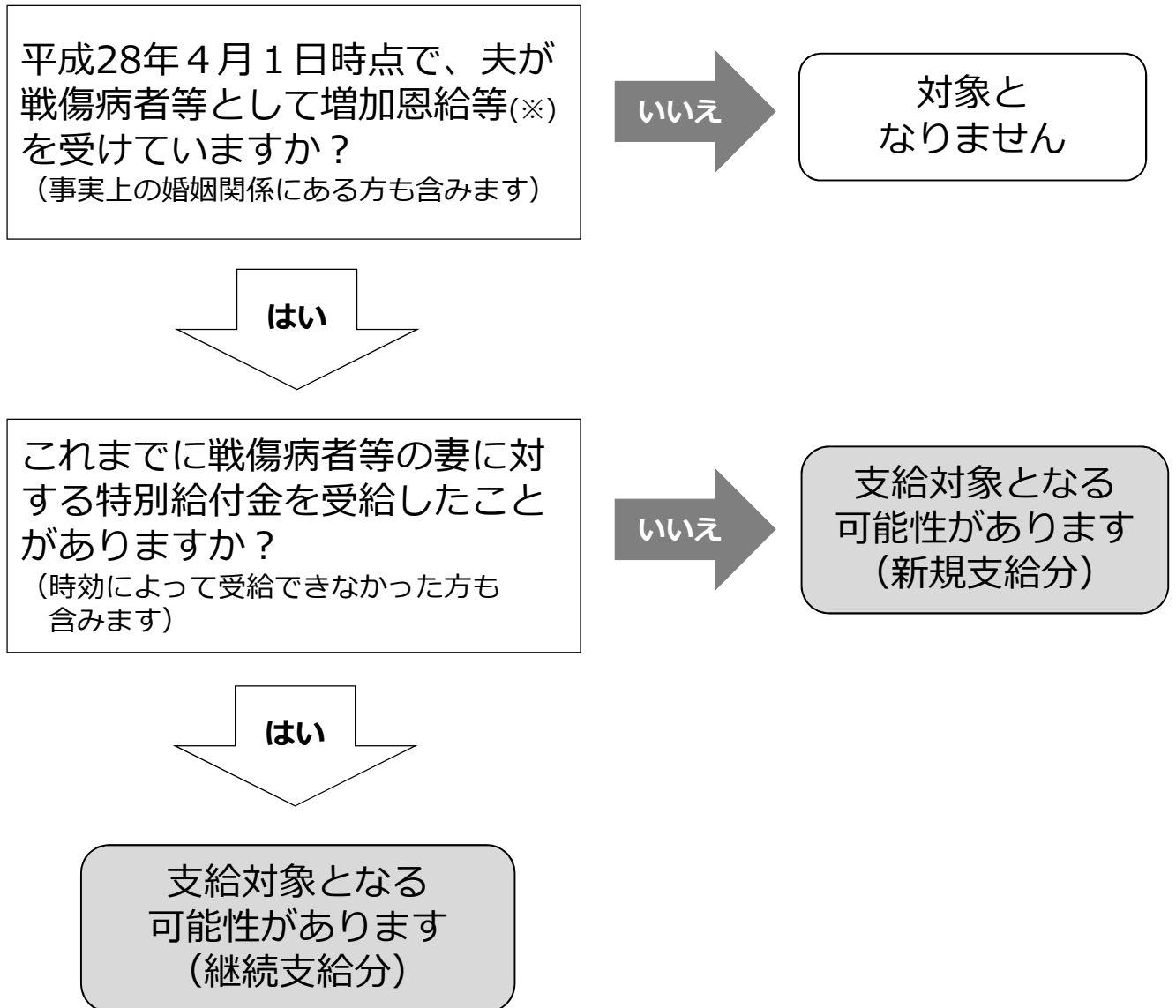


【第二十八回特別給付金の支給対象者早見表】

◆早見表の見方◆

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、該当しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。第二十八回特別給付金の支給対象となる可能性のある方は、お住まいの市区町村役場で請求手続を行ってください。



※「増加恩給等」とは、次の給付のことです。

- ・ 恩給法による増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、傷病賜金
- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、障害一時金
- ・ 旧令共済組合特別措置法による公務傷病年金 など

- 戦傷病者等が、増加恩給等のうち傷病賜金または一時金を受けたことがある場合は、お住まいの市区町村役場に支給対象となるかご相談ください。